

宋代の流刑と配役

辻 正 博

一 問題の所在

唐律の刑罰体系、すなわち、笞・杖・徒・流・死のいわゆる五刑は、七世紀前半にその枠組みが定まり、その骨格はのちの明清律にまで継承された。その意味において、前近代中国の刑制は、唐律において一応の完成を見たと言つてよい。しかしこのことは、後代の刑罰が唐律の規定そのままに執行されていたことを意味するわけではない。むしろ五刑の実態は、時代や社会の推移とともに変化してきた。否、唐律が行用されていた時代においてさえ、律の刑制と現実の刑罰執行とのあいだには、看過し難い乖離があったと思われるのである。

唐律をはじめとする唐朝の諸制度は、南北朝から唐初にかけての社会を前提として形成された。しかし、社会の現状は、律がその形を整えた時点においてすでに変わりつつあった。そして、唐

後半期から宋代にかけての時期、律の刑制は、唐代に完成したその他の政治制度と同様に、激変する社会への対応を余儀なくされたのである。^①

なかでも著しい変貌を遂げたのは、徒刑（有期の強制労働）と流刑（有期の労役を伴う強制移住）とであった。これらの刑罰が律の刑罰体系の主要部分を構成したことを考えれば、それはむしろ当然とも言える。流刑に言えば、唐代においてすでに、現実に執行される刑罰と律の規定とのあいだには相当の懸隔があり、本来の追放刑的な性格はこの時から変化しつつあったと言つてよい。^②

新たな統一王朝たらんとして登場した宋朝が建国直後の建隆四年（九六三）七月に制定した刑法典、いわゆる『宋刑統』（以下、『刑統』と略称）は、周知の如く、唐律の枠組みをほぼそのまま継承したものであったが、そこに規定された刑罰の執行形態は、

唐律とは大きく異なっていた。なぜなら、同じく建隆四年三月に制定された「折杖法」が『刑統』に採用されていたからである。

折杖法の規定によれば、律の五刑のうち、笞刑・杖刑は臀杖（臀打ちの刑）に、徒刑は脊杖（背中を打つ刑）にそれぞれ換算して行なわれ、流刑は脊杖と一年間の配役つまり強制労働（加役流の場合）は三年）に読み替えて執行される（本稿で「配役」という場合、すべてこれを指す）。これによって、徒刑は勞役刑としての本質を完全に失い、流刑もその性質を大きく変えることとなったわけである。

折杖法は、北宋末に二度にわたる改正を経たものの、その変更は笞刑・杖刑・徒刑に限られ、しかも臀杖から小杖に変更された笞刑を除き、杖打数の減少に止まったから、法の大枠は宋代を通して維持されたと言つてよからう。したがって、宋初に定められた『刑統』が南宋滅亡に至るまで現行法として行用されたと考えてよいならば、宋代における主な刑罰として、死刑の他に、臀杖・脊杖（南宋以後は小杖も加わる）および配役を考えるのはごく自然の発想であらう。

もちろん、宋代には、皇帝の下した敕を取捨選択して編まれた「編敕」や「敕令格式」という、『刑統』とは別系統の法典が存在した。律と敕とは基本法と特別法の関係にあり、敕に規定がない

ときに、律が補充的に効力をもつ。しかしながら、川村康氏が指摘されるように、敕の定める刑罰の多くは律つまり『刑統』の五刑に即したものであり、それらの刑罰を執行する際には折杖法が適用される。折杖法は宋代において「律敕双方の法定刑に関する読み替え規定」として行用されたのである。したがって、宋代の執行刑としてまず念頭に置くべきは、やはり臀杖・脊杖（および小杖）と有期勞役刑たる配役、そして折杖法の域外にあった死刑ということにならう。

ところが、従来、宋代における最も普通の刑罰として挙げられてきたのは、必ずしもこの通りではなかった。たとえば滋賀秀三氏は、宋代の刑罰について、次のように述べておられる。

宋朝の支配が確立して平和が恢復すると、死刑に該当する無闇に多数の犯人のうち、大部分について死一等を減ずるための手段として、既述の五刑の上に新たな刑種が発生した。配軍（注記は省略）、編管、羈管なる刑名がこれであり、繪稱して編配という。（中略）宋代において、臀杖・脊杖とこの編配とが最も普通の刑罰であった。確かに、唐代以来の居作という方式の強制労働が、流刑の読替えとして建前の上では残っていた。その執行方法を定めた宋代独自の条文も見出される。それは概ね唐令の規定を踏襲してはいるが、婦人には

居作を課さないこととしている点などは唐令と異なる。しかし他面に、宋の敕——それは部分的にしか伝存していないが——を見ると、しかしかの罪が律に照らして流に当るならば、これを編配に処する旨を定めている簡条が少なくない。そして、流犯が編配に処される場合には居作を免除するという一簡条がある。かような敕の規定によって、流の折杖法による読替えがそのまま適用されることは殆んどなくなっていたのではないかと考えられる。^⑦

滋賀氏によれば、配軍は庸軍(雜役部隊)への編入、編管は「遠隔地に押送して、その地で自主的に生計を立てさせながら、その地の地方官庁の監察下におく」刑罰である。編管の者は毎月出頭して点呼を受ける義務を負うだけで日常生活は一般市民と異ならない。編管は、編管に似てそれより監察の程度が緩やかなものと言うと思われる。編配はいずれも無期徒刑であり、家族の随行が許される。滋賀氏は、編配をこう解説された上で、管杖・脊杖と並ぶ、宋代の「最も普通の刑罰」とされたのである。一方、折杖法における流刑の代替刑を一部を構成していた配役については、極めて消極的な評価しか与えられなかった。氏の説によれば、流犯は折杖法に基づき脊杖を執行されたのち編配に処され、居作は免除されるのが一般的であったと理解される。

滋賀氏が「最も普通の刑罰」とされた刑罰のうち、管杖と脊杖は折杖法に基づいて執行される刑罰である。それらを「普通の刑罰」に挙げておきながら、同じく折杖法において流刑を読み替えて執行される配役を除外されたのはなぜであろうか。氏は、脊杖の後の「配役」が現実に行なわれた事例がないことや、宋人の言葉に配役を「昔のこと」とする口吻が見られることなどを、その理由とされる。^⑧ 滋賀氏は、配役を折杖法の見えるもの、実際に執行されることのほとんどなかった刑罰と位置づけられたのである。

かかる滋賀氏の見解は、近年の研究においても踏襲され、もはや定説となった感さえある。^⑨ しかし、わたくしにはいくつか腑に落ちぬ点がある。たとえば氏は、配役が「編配との関係上必ずしも実行されていたとは考えられない」と言われるが、宋初における配軍の位置づけやその成立過程を考えると、にわかには同意しがたい。なぜなら、折杖法が施行されはじめた時期と配軍が死刑に次ぐ重刑として宋朝の刑罰体系の中に組み込まれてゆく時期との間には、若干の時間のずれが存するからである。^⑩ また、川村氏の言われるように、宋代においても管・杖・徒・流・死の唐律的な五刑が法定刑の根幹であり、折杖法は五刑を現実的な執行刑に読み替える機能を果たしていた。換言すれば、五刑的な刑名が確

定したのち実際に刑罰を執行する段になってはじめて、折杖法による刑罰の読み替えが行なわれたのである。折杖法は、宋代において「律敕双方の法定刑に関する読み替え規定」であったと言える^⑧。とすれば、流刑に関しても折杖法をそのまま適用して「脊杖十配役」に読み替えて執行されたと考えたほうが、むしろ自然なわけはなからうか。次章では、滋賀説の依拠する資料を再検討することから始めて、宋代、折杖法のもとで流刑がどのように執行されていたのかについて、規定上は脊杖の後に課されるはずの配役を中心に見てゆきたいと思う。

- ① 滋賀秀三「刑罰の歴史―東洋―」（莊子邦雄・大塚均・平松義郎編『刑罰の理論と現実』岩波書店、一九七二年、所収。以下、滋賀「刑罰の歴史」と略称）一〇一頁。
- ② たとえば、仁井田陞「中国における刑罰体系の変遷——とくに『自由刑』の發達——」（『中国法制史研究 刑法』東京大学出版会、一九五九年。以下、仁井田「刑罰体系」と略称）五一頁、滋賀「刑罰の歴史」九四頁など。
- ③ 拙稿「唐代流刑考」（梅原郁編『中国近世の法制と社会』京都大学人文科学研究所、一九九三年、所収。以下、辻「流刑考」と略称）。
- ④ 川村康「宋代折杖法初考」（『早稲田法学』六五―四、一九九〇年。以下、川村「折杖法」と略称）八一―八四頁。
- ⑤ 川村康「政和八年折杖法考」（『杉山晴康編『裁判と法の歴史的發展』敬文堂、一九九二年、所収）を参照。
- ⑥ 川村「折杖法」一〇〇頁。

⑦ 滋賀「刑罰の歴史」一〇三頁。

⑧ 拙稿「宋初の配流と配軍」（『東洋史研究』五二―三、一九九三年。以下、辻「配軍」と略称）を参照。

⑨ 滋賀「刑罰の歴史」一〇三頁。

⑩ 滋賀「刑罰の歴史」一〇三頁。

⑪ たとえば川村「折杖法」も、滋賀説に依拠しつつ「流刑に代替されるべき配役は、実は編配との関係上必ずしも実行されていたとは考えられない」と述べられ（八三頁）、さらに、『統治治通鑑長編』（以下、『長編』と略称）や『宋会要輯稿』（以下、『宋会要』と略称）などの史料において、「脊杖十配役」が科せられるべき場合にもおおむね杖の執行後には編配が科されており、現実に配役が行なわれた事例は未だ見出せないといわれ（九〇頁）。McKnight, Brian E. *Law and Order in Sung China*. Cambridge University Press, Cambridge, 1992. もこれと同じ立場に立つ。また王雲海主編『宋代司法制度』（河南大学出版社、一九九二年）も、折杖法について言及しながら配役の実際については全く触れるところがない。

⑫ 詳細は、辻「配軍」一一―一二頁を参照。

⑬ 川村「折杖法」九二―一〇〇頁。

二 宋代の流刑

滋賀氏によれば、折杖法による流刑の読み替えがそのまま適用されることはほとんどなく、配役（居作）は編配との関係上必ずしも実行されなかったという。かかる見解のよりどころとなったのは、(一)宋代の敕には律の流刑を編配に読み替えることを定めた

簡条が少なくないこと、(二)流犯が編配に処される場合には居作を免除すると規定した条文が存在すること、(三)宋代人士の言に居作のことを昔のことと言いなす口吻が見られること、の三点である。しかし、これらは果たして本当に滋賀説の支えとなるのであろうか。

編配（配軍・編管・聽管）は、対象となる罪人を何らかのかたちで国家が管理・監督することから、「配隸」という範疇で一括して言及されることがある。^①「配隸」と題された『宋会要』刑法門四に、本来は別個の刑罰である配軍や編管などに関係する資料がまとめ配されているのも、その一例である。資料はおおむね年代順に配列されているが、その冒頭には、次のような総論めいた文章が配されている。

国朝、凡そ罪を犯さば、流罪は決し訖れば配役すること旧条の如し。杖以上の情重き者は、刺面と不刺面と有り、本州の牢城に配し、仍お各おの地里の近遠を分かち、五百里、千里以上、及び広南・福建・荊湖の別あり。（下略）^②

この刑法門四は、『永樂大典』卷一五一六八、配からの抄録である。もとの会要が宋代に編まれたいずれに該当するのかわかりませんが、最も早く成立した「新修国朝会要」一五〇巻が進上されたのが仁宗の慶曆四年（一〇四四）であるから、ここに記され

ているのは、少なくとも建国からしばらく時間を経た時期の状況ということになるろう。とすれば、注目すべきは書き出しの部分である。これによれば、流罪を犯した者は、「旧条」の通り、杖刑（おそらくは脊杖）を執行されたのち勞役に服することになっていた。^④旧条とは、『刑統』にも取り入れられた建隆四年の折杖法を指すと考えられる。このように、折杖法に基づいて流刑を「脊杖十配役」と読み替えて執行することは、少なくとも宋代のある時期までは、刑罰執行上の根本原則のひとつとなっていたようなのである。孫爽『律音義』の記述は、これを傍証するものである。

この書は、仁宗の天聖七年（一〇二九）に刊行された『刑統』の注解書とも言うべきものであるが、その名例・流の条に

皇朝建隆四年、制^註む。徒を犯す者は杖を加えて役を免じ、流を犯す者は杖を加えて留住せしめ、三流は俱に役すること一年、加役流は役すること三年なり。^⑤

とあるのは、当時、流罪人を留住、つまり現住地に留めて勞役に服させる決まりとなっていたことを示すものである。折杖法の本文規定にはない、このような施行規則に相当するようなことが仁宗朝に編まれた律の公式注解書に記されているということは、折杖法の読み替え規定が流刑についても当時そのまま行なわれていたことを示唆するものである。

『宋会要』は次に、いわゆる配軍刑が科される場合について述べている。すなわち、律(『刑統』)或いは敕(編敕など)によって量刑すれば杖以上に該当するけれども、情状を勘案すれば『刑統』に基づく刑を科するのでは軽きに失すると判断される場合、牢城営なる雑役部隊に送り込むというのである。^⑦どの地方の牢城営に編入されるかは、その時代と罪状とによって異なるが、大雑把に言えば、最初は「本州」つまり現任の州の部隊に編入することになっていたのが、のちには距離の遠近によって刑罰の軽重を示すようになっていった。^⑧配軍人には刺面(顔面への入れ墨)を行なうのが原則であった。

要するに『宋会要』の記事に拠れば、配軍刑が適用されるのは、杖罪以上の「情重き者」つまり法により導き出された刑罰がその罪状に比して不当に軽すぎる者に対してであって、それ以外の者には、流罪であれば折杖法により「脊杖+配役」を科すというのが、当時の原則であったように思われるのである。宋代の敕が、流犯を編配に処するよう個別に定めるのは、むしろ編配を例外的なものとして扱っていたために他ならない。

さて滋賀氏は、流犯が編配に処される場合には居作を免除すると規定した条文の存在が、流刑の折杖法による読み替えがほとんど適用されなかったことの根拠の一つとされる。問題の条文は次

の通りである。

諸て流を犯し応に配すべき、及び婦人の流を犯す者は、並びに脊杖二十に決し、居作を免かる。餘は本法に依る。^⑨

すなわち、律あるいは敕によれば流罪に相当する罪であっても、何らかの理由で配軍刑が科される場合、および女子が流罪を犯した場合には、折杖法による刑の読み替えのうち脊杖二十のみが執行され、居作つまり配役は免除される。

配軍刑とは本来「滅死一等の刑」、つまり皇帝の実質的判断によって特に死一等を減じて科された刑罰のひとつであった。それが配軍が宋代の刑罰体系に法定刑として組み込まれたのは、太宗の時代からである。^⑩のち、個々の犯罪について配軍に処する場合が敕によって定められ、真宗朝から仁宗朝を境に、律の五刑を柱として形を整えるに至った。^⑪配軍刑を適用する場合には、『慶元条法事類』(以下、『条法事類』と略称)所収の条文にしばしばあるように、五刑を配軍に読み替える旨そのつど明記される。^⑫配役を免除して編配に処するのが通例となっていたのならば、このように逐一規定する必要などないのではないか。配軍される場合に居作が免除されるのは、敕によって五刑以外の刑罰を科するよう特に定められた場合に限られるように思われるのである。一方、女子に対する配役免除は、太宗・淳化四年(九九三)の詔に基づ

くものであり、以前は男子と同じく労役に服していた。要するに、流刑の読み替えに伴う労役の免除規定の存在をもって、配役が實際には執行されなかったことの証しとはできないのである。

次に、宋代人士の言に居作を昔のことと言いなす口吻が見られるとされる点についてであるが、滋賀氏が拠られる史料は二つある。ひとつは、神宗の熙寧三年（一〇七〇）に中書門下が「刑名未安者」として列挙した問題点のうち「徒流折杖之法」について述べた部分である。

一、徒流折杖の法、禁網密を加え、良民偶たま抵冒するもの有らば、便ち脊を杖たるるを致し、衆の醜棄する所となり、終身の辱めと為る。愚頑の民、この刑に坐すると雖も、その創累句を過ぎずして平らげば、則ちその痛楚を忘れ、又た愧恥の心無し。是れを以てその悪を懲らすに足らざるなり。若し徒流罪の情理巨蠱に非ざる者をして、古えの居作の法を復せしめ、如し赦降に遇わば、止だ月日を第減すべくんば、良民をして則ち肌膚を毀傷するを免れしめ、但だこれを苦使して、歳満つれば則ち全人と為るを得、以て回心して自新すべし。頑民は則ちこれを徒官に囚え、年歳を経歴せしむれば、善良を侵擾すること能わず。かくの如くんば則ち俗に恥格の期有り、官に給使の利有らん。

「徒流折杖之法」とは言うものの、述べられているのは、折杖法施行により徒刑が労役刑でなくなったことが惹起した社会問題についてであり、論者は徒刑を本来の労役刑の姿に戻すよう提言しているのである。「昔のこと」として言われているのは、律の徒刑（労役刑）に他ならず、折杖法の居作部分に限らない。

いま一つ滋賀氏が依拠されるのは、南宋・淳熙十一年（一一八四）の刑部・大理寺の上奏文中の次のくだりである。

我が藝祖に逮び、五代の苛を一洗し、猶お隋制をもって重しと為す。是に於いて悉く易うるに決を以て流徒杖笞の法と為し、名は存するも実は改めらる。加役流より流二千里に至るまでその刑四あり、並びに脊杖に決し配役すること差有り。謂うところの配役とは今の所謂配に非らず、古えの所謂徒役これなり。徒三年より徒一年に至るまでその刑五あり、並びに脊杖に決すること差有り。而して尽くその徒役の年を免かる。（下略）

滋賀氏は、折杖法の配役を「今の所謂配に非らず、古えの所謂徒役これなり」と説明した部分に、宋人が配役（居作）を昔のことと言いなす口吻を読み取られる。しかしこは、折杖法が流刑を読み替えて課する配役が配軍ではなく、律にいう徒役（居作）、つまり有期の労役刑であったことを説明しているに過ぎない。した

がってこの資料を、折杖法による流刑の読み替えがそのままは適用されなかったことの根拠とすることはできないのである。

以上に述べたことから、滋賀氏の抛られる資料が「流の折杖法による読み替えがそのまま適用されることは殆どなくなっている」という推測の根拠とはなり得ないことは明らかであろう。折杖法の適用において、ひとり流刑のみを例外視せねばならぬ必然性はなくなったわけである。

とすれば、配役に関する宋代独自の条文が『条法事類』に収められているのも、むしろごく当然のことと言える。まず服役の場所について定めた断獄令の条文には

諸て流罪を犯して住家の所に帰り居作せんと願う者は、決してらば部送す。若し応に編管すべき者は、編管の所において役す(羈管人、此に准ず)⑩。

とあり、居作人つまり配役人は、通常、その現住地において労役に服することになっていた。これは先に引いた『律音義』の注釈とも符合する。

配役の実際については、同じく断獄令に次のように規定されている。

諸て流囚決し訖らば、髪を髡し巾帯を去り、口食を給し、二十日外居作し、量りて兵級或いは将校を以て防轄せしむ。假

日に所居の院を出づるを得ず。病を以て假に在る者は免じて陪日せしむ。役満ち或いは思あれば則ち放つ。⑪

すなわち、流罪が決まった罪人は、折杖法の規定に従って、まず所定の数だけ脊杖を受けた後、頭髪を剃り、巾帯(衣冠)を取り去って、本人分の食糧を支給されて服役する。食糧の支給額は、給賜格によれば、一日一人当り「米二升」であった。配役人監視のために、兵士もしくは将校が適宜つけられた。休日にも服役する場所から外に出るはならなかった。病気のため休暇を取った者は、その分だけあとで服役した。服役すべき日数を満たした場合もしくは恩赦があった場合、罪人は釈放された。

配役人と編配人とを区別して扱うよう定めた条文も存する。たとえば、逃亡を試みて捕えられた場合、配役人と配軍人では受けられる刑罰が全く異なる。また偽って他人に罰を受けさせた場合の罰則規定でも、編配と配役(居作)とははっきり区別されている。⑫

更に、折杖法によって流刑が「脊杖十配役」に読み替えられた事例もいくつか見いだせる。まず、南宋の事例ではあるが、刑部・大理寺の下した判決原案で折杖法による流刑の読み替えがなされている例を挙げる。

紹興十一年(一一四一)十二月、岳飛に連坐した僧沢一は、刑部・大理寺によって「流三千里私罪」に断ぜられ、「まさに脊杖二

十に決し、本処にて居作せしむること一年たるべし。役満つるの日に放ち、仍おまきに本処に下して、『僧私罪流を犯さば還俗せしむ』の条に照らして施行すべし。情重ければ奏裁す」との判決を受けた。この判決原案は、聖旨、つまり高宗の最終的判断により「決脊杖二十、刺面、配二千里外州軍牢城小分收管」と変更されたのであるが、これに原案に「情重奏裁」の文言があったために他ならない。通常の場合は、流罪の判決を受けた者に対する執行刑が「決脊杖十配役」であったことが、この史料から逆に知られるのである。

次に挙げるものも、流刑の代替刑として「脊杖十配役」が行なわれたことを示す事例であろう。太平興国七年（九八二）八月、四川地方の通貨政策（鉄銭の銅銭への切り替え）にまつわる汚職が摘発され、劍南東川転運使宋覃・同副使薛詠・同転運判官范祥らが御史台の獄に下り、覃・詠は「杖脊、配役將作監」なる判決を受けた。^② 宋覃らは、任地で月俸の銅銭と交換した際、法定レイトよりも割高な交換比率を用いたため、罪に問われることとなったのであるが、これは『宋刑統』卷一一、職制律にいう「監臨官受所監臨財物」の乞取（もしくは強乞取）賊に相当すると思われる。

諸て監臨の官、監臨する所の財物を受くる者は、一尺ならば

管四十、一匹ごとに一等を加え、八匹ならば徒一年、八匹ご

とに一等を加え、五十四匹ならば流二千里。（中略）乞取る者は一等を加う。強乞取る者は、枉法に准じて論す。^③

乞取に対する最高刑は流二千五百里、強乞取は流三千里である。詠らの犯した罪は受所監臨賊の乞取（もしくは強乞取）に相当すると考えられ、賊額もかなり大きかったはずであり、御史台はおそらく彼らを流罪にあてたものと思われる。そして刑の執行に際して、折杖法により流刑は「脊杖十將作監での配役」に読み替えられたものと考えられる。^④

至道二年（九九六）八月、許州舞陽県尉劉蒙が県の役夫を決殺して「杖脊、配役少府監三年」に処せられたのも、折杖法による流刑読み替えの例であろう。^⑤ 宋代の県尉は専ら捕盜の任に当たっていたことから、劉蒙の罪は、『宋刑統』卷三〇、斷獄律、監臨官捶迫人致死に

諸て監臨の官、公事に因りて自ら杖を以て人を捶ち死を致し、及び人を恐迫して死を致す者は、各おの過失殺人法に従う。

（中略）是れ監臨主司と雖も、法に於いてまさに行罰すべからず、及び前人まさに捶拷すべからざるに捶拷する者は、鬪殺傷を以て論す。死に至る者は加役流。^⑥

とあるうちの「前人不合捶拷而捶拷者、以鬪殺傷論、至死者加役

流」に該当すると思われる。折杖法では、加役流は「脊杖二十＋配役三年」として執行される。

恩赦(赦・降・德音)においても、「徒役人」や「配役人」に対する言及が、次のようにしばしばなされている。

德音。荆南潭・朗州の死罪囚を減す。流以下はこれを積す。

配役人は放還す。(太祖・乾徳元年(九六三)四月)^②

天下に赦す。死罪を降して流に従う。流以下はこれを積す。

配役者は居作を免す。(乾徳三年(九六五)五月)^③

德音。死罪囚を降し、流以下はこれを積す。男子・婦人の配役者は自便を聽す。(開宝九年(九七六)正月)^④

配流・徒役人等は、並びに元の罪犯を具して以聞し、別に進

止を聽け。(太宗・太平興國八年(九八三)八月)^⑤

配流・徒役人及び配充せられし奴婢等は、並びに免じて庶人と為す。(至道二年(九九六)正月)^⑥

兩京・諸路の繫囚は、十惡の罪死に至る・官典の枉法賊を犯す・劫殺・謀殺・故殺・已殺人は降さざるを除くの外、死罪は降して流に従い、流罪は降して徒に従い、徒罪は(杖に)従い、杖已下は並びにこれを積す。徒役人は並びに放ちて便に従わしむ。内、黥面人は所犯を具して奏裁す。(真宗・咸平二年(九九九)閏三月)^⑦

応て流罪を犯して配役さるる人は、並びに放ちて逐便せしめ

よ。応て刺面・不刺面の配軍・編管人等は、謀叛以上の縁坐・

入強盜・已殺人を除くの外、並びに特に三年を減ずるを与え、

理えて檢放の年限と為せ。(下略)(宣和七年(一一二五)十

一月)^⑧

應て流罪を犯して配役さるる人は、並びに放ちて逐便せしめ

よ。(下略)(建炎二年(一一二八)十一月)^⑨

このうち、宋初の例に限って言えば、赦文中の「配役人」「徒役人」の中に、折杖法による配役人以外の者が含まれていた可能性がある。なぜなら、当時、強盜・竊盜や専売法違反などの罪を犯した者を「脊杖十配役」に処するよう定めた法律があったからである。しかし、こうした犯罪に対する処罰もおおむね北宋前半のうちに改められたから、これ以降の「配役人」は、専ら折杖法により流刑を読み替えて服役している者と看做してよい。

恩赦により配役人が放免されることが多いのは、唐代において律の規定にもかかわらず、流人が恩赦によって帰還を許されていたことを承けるものであろう。『条法事類』に引く獄官令には、恩赦があれば配役人を放免すると規定されている。^⑩

少府監言えらく。本監の配役人、前太常丞郭冕ら九人、赦に會うを以て上請す、と。特に詔してその居作を免ずるも終身

歯せず。是ら皆な賊吏なるを以てなり。^④

と、恩赦によって居作を免除されている例も存する。この場合、上請の手續きを踏んでいるのは、郭冕らが収賄罪を犯して特に敲罰に処せられた官吏であったからに他ならず、通常の場合は、もっと簡単に放免されたはずである。

以上に挙げたことから、宋代の流刑は、折杖法により「脊杖十配役」と読み替えて執行されていたことは明らかである。そこで次に問題となるのが、その配役が具体的にどのような形態をとって行われていたかである。本章では、宋代における配役の実態とその変容の過程を見てゆくこととする。

① 配隸とは、もともと「隸屬」を意味する言葉であった。それが唐律では「州県に属さず、國家の諸機關・部局に隸屬する人や戸」の意で用いられた。更にのちには、対象となる罪人を國家が何らかの方法で管理・監督する形式をとる刑罰、すなわち配役・配流・配軍・編管・羈管などを広く指して使われるようになった。詳細は、拙稿「北宋『配隸』獨議」（『滋賀医科大学基礎学研究』五、一九九四年）を参照のこと。

② 『宋会要』刑法四一。國朝、凡犯罪、流罪決訖配役如旧条。杖以上情重者、有刺面・不刺面、配本州牢城。仍各分地里近遠、五百里・千里以上及広南・福建・荆湖之別。

③ 宋朝の会要編纂については、湯中『宋会要研究』（商務印書館、一九三二年）などを参照。

④ この場合の「決」が杖刑の執行を意味することは、律令研究会編『詠

注日本律令五 唐律疏議詠注篇一』（東京堂出版、一九七九年）一四四頁注2などを参照。

⑤ 『玉海』卷六六、詔令、天聖律文音義、七年四月、判國子監孫奭言、准詔校定律文及疏、律疏与刑統不同、本疏依律生文、刑統參用後敕、雖尽引疏義、頗有增損、（中略）又日本多用俗字、改從正体、作律文音義一卷、文義不同、即加訓解。

⑥ 皇朝建隆四年、制、犯徒者加杖免役、犯流者加杖留任、三流俱役一年、加役流者三年。

⑦ いかなる罪を犯したならば配軍に処す、と敕に規定している場合もある。

⑧ 辻「配軍」一一～二二頁。

⑨ 『条法事類』卷七五、刑獄、編配流役、名例敕。諸犯流宍配及婦人犯流者、並決脊杖貳拾、免居作、餘依本法。

⑩ 『条法事類』卷七五、刑獄門、編配流役、名例敕に「諸称配者、刺面、不指定軍名者、配牢城」とあり、この場合の「配」が配軍の意味で用いられていることは明らかである。

⑪ 辻「配軍」一一～二二頁を参照。

⑫ 川村「折杖法」九四頁。

⑬ たとえば『条法事類』卷二九、權禁門、銅錢金銀出界、衛禁敕。諸以銅錢出中國界者、徒三年、伍伯文、流貳阡里、伍伯文加壹等、徒罪配三千里、從者配貳阡里、流罪配広南、從者配三千里、三頁配遠惠州、從者配広南、伍貫絞、從者配遠惠州。（下略）

⑭ 『宋会要』刑法四一三、淳化四年七月六日。詔、凡婦人有罪至流者、免配役。

⑮ 滋賀氏は仁井田「刑罰体系」の引く『宋史』卷二〇一に拠られるが、文章に省略があるためここでは『長編』卷二四、熙寧三年八月を引いておく。中書上刑名未安者五条（中略）一、徒流折杖之法、禁網

加密、良民、偶有抵冒、便致杖脊、衆所醜棄、為終身之辱、愚頑之民、雖坐此刑、其創不過累旬而平、則忘其痛癢、又無愧恥之心、是不足以懲其惡、若令徒流罪情理非巨蠹者、復古居作之法、如遇赦降、止可第減月日、使良民則免毀傷肌膚、但苦使之、敲滿則為全人、可以回心自新、頑民則囚之徒官、不能侵擾善良。如此則俗有恥格之期、官有給使之利。(中略)詔付編配所、詳議立法。

①⑥ 『文獻通考』卷一六八、刑考、徒流。淳熙十一年、校書郎羅點言、(中略)既而刑部大理寺奏言、(中略)建我藝祖、一洗五代之苛、猶以隋制為重、於是悉易以決為流徒杖管之法、名存實改、自加役流至流二千里、其刑四、並決脊杖配役有差、所謂配役非今之所謂配、古所謂徒役是也、自徒三年至徒一年、其刑五、並決脊杖有差、而免徒役之年。(下略)

①⑦ 『条法事類』卷七五、刑獄門、編配流役、斷獄令。諸犯流罪、願歸住家之所居作者、決詒部送。若慮編管者、役於編管之所(編管人、願歸此)。

①⑧ 諸流囚決詒、髡髮去巾帶、給口食、貳拾日外居作、量以兵級或將校防轄。假日、不得出所居之院。以病在假者、免陪日。役滿或恩則放。

①⑨ 『条法事類』卷七五、刑獄門、編配流役、給賜格。流囚居作者、決詒、日給每人米貳升。

②⑩ 『条法事類』卷一一、贖制門、給假に引く假寧格によれば、流囚の休暇は毎旬一日、元日・寒食・冬至は三日であった。

②⑪ 逃亡した配役人が捕獲された場合の刑が杖一百(臂杖二十)であるのに対し、配軍人は元の配軍先に応じて刑罰が細かく規定されている(概ね配役人の場合よりも重い)。「条法事類」卷七五、刑獄、部送罪人、旁照法、捕亡赦を参照。

②⑫ 『条法事類』卷七三、刑獄、出入罪、詐偽赦。諸許令人代受杖及代代之者、各杖壹佰、(中略)令人代編配・移郷・居作(已居作而權令代

役者、非)及代之者、各依比徒流法、(中略)以上未決、各減貳等(代配未刺面、編管・移郷不刺面人未至所隸處、居作未入役、与未決同)。(下略)

②⑬ 『建炎以來朝野雜記』乙集卷一二、雜事、岳少保証斷案。其僧沢一、合流三千里私罪斷、合決脊杖二十、本處居作一年、役滿日放、仍合下本處、照僧犯私罪流還俗条、施行。情重奏裁、「建炎以來繫要錄」卷一四三、紹興十一年十二月癸巳条決注もほぼ同文。なお、川村「折杖法」九八・九九頁も本資料を引く。

②⑭ 『長編』卷二三、太平興國七年八月己卯。諸監臨之官監臨財物者、一尺管四十、一匹加一等、八匹徒一年、八匹加一等、五十匹流二千里、(中略)乞取者加一等、強乞取者、准枉法論。

②⑮ 実は、この事件は背後で「權臣」が糸を引いていたらしく(前注⑭所引「長編」注)、御史台の判決も決して公正とは言えないものであると当時から思われていた。「長編」卷五七、咸平三年(一〇〇〇)五月己亥、詔、御史臺獄流・死罪、令給諫以上錄問、開封府死罪、選朝官錄問。初、宋覃・聶詠等坐私以銅錢易鉄錢、下御史臺、並決杖配役。已而太宗知其寃、詔問覃。覃泣稱、臺司不容辯說、必令如所訊招罪。太宗憫之、乃詔自今御史臺每奏獄具、差官詣臺錄問。其後廢不準、至是復行焉。ここでは宋覃らに対する執行刑は「決杖配役」と記されている。規則の上では在京の配役人は將作監で服役することになっていたが、後述の如く現実には必ずしもその通り行われていたわけではなかった。

②⑯ 『太宗皇帝實錄』(四部叢刊所収。以下、『太宗實錄』と略称)卷七八、至道二年八月辛丑。許州舞陽尉尉劉蒙、杖脊、配役少府監三年、坐決殺本梟役夫故也。

②⑰ 諸監臨之官、因公事自以杖捶人致死、及恐迫人致死者、各從過失殺

人法。（中略）雖是監臨主司、於法不合行罰、及前人不合捶撻而捶撻者、以鬪殺傷論、至死者加役流。

②⑨ 『長編』卷四、乾德元年四月甲申。德音、減荆南潭、朗州死罪囚、流以下積之、配役人放還。

③⑩ 『長編』卷六、乾德三年五月戊子。赦天下、死罪降徒（当作徒）流、流以下積之、配役者免居作。

③⑪ 『長編』卷一七、開宝九年正月壬申。降死罪囚、流以下積之、男子、婦人配役者、聽自便。

③⑫ 『太宗實錄』卷二六、太平興國八年八月壬辰。德音。配流徒役人等、並具元罪犯以聞、別聽進止。

③⑬ 『太宗實錄』卷七六、至道二年正月辛亥。大赦。配流徒役人及配元奴婢等、並免為庶人。

③⑭ 『宋大詔令集』卷一五一、政事。儆災、以旱減降兩京諸路繫囚制（咸平二年閏三月丁丑）。兩京・諸路繫囚、除十惡罪至死・官典犯枉法贓・劫殺・謀殺・故殺・已殺人不降外、死罪降徒流、流罪降徒役、徒罪徒（杖）、杖已下並釈之、徒役人並放徒役、內監面人具所犯奏裁。『全宋文』卷二一四の校勘記は、丁丑を丁亥の誤りとする。

③⑮ 『宋會要』刑法四一四〇、宣和七年十一月十九日。南郊、制、応犯流罪配役人、並放逐便、応刺面配軍・編管人等、除謀叛以上縁坐、入強盜・已殺人外、並与減三年、理為換放年限。（下略）

③⑯ 『宋會要』刑法四一四一、建炎二年十二月二十二日。赦、応犯流罪配役人並放逐便。（下略）

③⑰ 『宋刑統』卷一九、賊盜律、強盜竊盜など。なお、川村「折杖法」八四～八五頁及び九三頁を参照のこと。

③⑱ 川村「折杖法」九二～九五頁、辻「配軍」一三二～一三三頁などを参照。辻「流刑考」九一～九六頁。

④① 前注③⑱に引く断獄令を参照。また『宋會要』刑法四一四五、紹興元

年（一一三二）九月十五日、明堂赦に「勘會流配役人、依条會恩開放、訪聞州軍不遵条例、遇赦則尚行拘留、情寔可矜、仰限赦到日、須管日下放逐便、仍仰提刑司覈察、如違奏劾。」

④② 『宋會要』職官七六一三、端拱元年（九八八）三月二十九日。少府監言、本監配役人前太常丞郭冕等九人、以會赦上請。特詔免其居作、而終身不齒。以冕等皆贖吏也。

三 配役の実態とその変容

滋賀氏は「唐から宋にかけての間に、居作という方式の強制労働が廢れたのは、時勢の然らしめるところであった」とし、労役刑後退の原因として、自給自足経済から貨幣経済への進展に言及されている^{④③}。確かにこの時期は、政治制度・社会・経済の様々な方面において大きな変動が進行していたときであり、労役刑のみを例外として扱うのはいかにも不自然である。しかし前章で検討したように、宋代の基本法たる『刑統』に定められた折杖法は、流刑においてもその規定の通りに執行され、配役は実際に行われていた。ではそれは、どのような点で唐制と異なったのであろうか。

唐の獄官令によれば、徒罪を犯して労役に服さねばならなかった罪人は、在京の男子であれば將作監、女子の場合は少府監に配属されることになっていた。地方の場合は、現住所を管轄する

州に送られ、そこでかせを著けて官役に服するよう定められていた。宋初に制定された折杖法によって、流刑は追放刑たる本質を失い、脊杖と有期の配役として執行されることとなった。配役人は自らの現住地にて服役する決まりになっていたことから、配役は唐の徒刑とほとんど同じと見るのが普通であろう。『刑統』の引く獄官令では、在京の男子は將作監に配属されて服役することになっていた。

ところが宋初の將作監は、唐制とは大きく異なっていたのである。唐の將作監は、管下に左校署・右校署・中校署・甄官署等の部局を擁し、長官たる監がこれらを統轄して、將作監は少府監と並んで「土木工匠之政」つまり官營工業の中心的存在であった。ところが宋代になると、こうした土木事業・工作は將作監の手を離れて、三司修造案が管轄することとなった。その結果、將作監は、判監事が「但だ祠祀・供省の牲牌・鎮石・炷香・盥手・焚版幣の事を掌るのみ」という全くの閑職となつてしまい、本来の長官である將作監以下のポストは、一切実職を伴わない寄祿官と化してしまつたのである。

配役人の受け皿となる將作監にかかる変化が生じていた以上、折杖法に伴う配役をかりに唐制の通りに行なおうとしても、それがきわめて困難であつたであろうことは、想像に難くない。制度

と現実とがうまく噛み合っていなかったことは、早くも乾徳五年（九六七）二月になされた御史台の上言に指摘されている。

御史臺上言すらく。伏して見たるに、大理寺の徒に断じたる罪人、官当・贖銅に非らざるの外、將作監に送りて役する者あり。それ將作監は兼ねて内作使に充てられ、又た左校・右校・中校署有り、比來の工役は、並びにこの司に在れば、今その名有りとも雖も、復た役使すること無し。或いは祠祭に遇いて水火を供すれば、則ち本司の官に供する有り。欲し望むらくは、大理寺をして格式に依り徒罪人を断遣するの後、並びに作坊に送付して役に応せしめよ、と。これに従う。

折杖法では徒刑は脊杖に読み替えて執行され労役を伴わないため、ここで言う「徒」とは、流刑の代替刑たる配役を指すと理解される。宋朝の建国間もない時点においてすでに、配役人を將作監に送つてもそこで服すべき労役はなかつた。そのため服役場所を作坊（兵器製造工房）に変更せざるを得なかつたのである。

配役人が服役するに際して実際に配属される部署はなにも作坊のみに限らなかつた。『長編』卷七三、大中祥符三年（一〇一〇）十二月甲辰に下された詔には次のようにある。

詔すらく。聞くならく、兩京・諸路の忠靖に隸する徒役人、刺配せらるる者は即ち衣糧を給し、刺配されざる者は止だ囚

人の日食を給するのみ。各おの家属有れば、或いは匱乏に至らん。宜しく今より例に依りてこれに給せしむべし、と。^⑦

忠靖指揮とは、開封府にいくつか設置された廂軍の一部隊である。同じ労役部隊の中に顔面に入れ墨された者(刺配者)とそうでない者(不刺配者)とが混在しており、両者の間に待遇の違いがあったことは注目される。前者は廂軍兵士、後者は配役人である。同じ内容の労働をしているにもかかわらず、廂軍に属する兵士には給与として食糧と衣服が給与せられ、配役人には前掲の給賜格に定められたような食糧しか与えられなかったわけである。両者が同じ労役部隊に配属され雑役に従事していたことは、次の記事からも窺われる。

詔すらく。忠靖・六軍の人員・十将は、今後輒りに本指揮兵士及び諸色配役人等の錢物を取受すること有るを得ず。その執役の処には並びに仰せて簿を置き、次第して均匀に差遣せしめ、仍お各おの用心して部轄し、常に斉整を須い、別に過犯を作すを致すこと無かれ。如し違わば、人の陳告するを許し、勘逐して虚犯ならざれば、当に決配を行なうべし。錢物を取受されたる人は罪を免ず。陳告の人、若し忠靖・六軍に係らば、常に優を与えて輕処にて執役せしめよ。如しこれ錢物を取受せられたる人、並びに陳告せず、別に彰露有るを致

さば、亦た当に重断すべし。仍お各おの板榜を置きて抄録し、本營にて宣念して張掛せよ。(これより先、忠靖・六軍の軍校、凡そその貨賂を受くる者は則ち優してこれを假やすましめ、賂するところ無き者は則ちこれに重役を委ね、頗る均済に非らざるを以ての故にこれを条約す。)

六軍指揮も忠靖指揮と同じく、國都開封府に置かれた廂軍の一部隊である。^⑧ これらの部隊では、廂軍兵士と配役人とが一緒になって雑役に従事していたのであるが、均等に労働を負担させるのと建て前とは裏腹に、上役に袖の下を使えば輕作業に、さもなくば重労働につかされるのが現実であった。

仁宗の天聖元年(一〇二三)頃には、事情は更に複雑になり、本来便宜的に忠靖指揮に配属されているはずの配役人が、更に必要に応じて別の部隊に赴いて労役に服するという場合も現われる。侍衛歩軍司(言えらく)。開封府の勘断したる不刺面にて忠靖に配したる徒役人、本司は只だ是れ本指揮をして收管し、日ごとに口食を支し、節級を差して監して八作司に赴きて徒役せしめ、夜に至らば婦管せしむるのみ。欲し乞うらくは、今後、直ちに八作司に送り、下司分に轄して收管せしめんことを、と。これに従う。^⑨

忠靖指揮は廂軍の歩兵部隊であるから、侍衛歩軍司の廳下に属す

る。食糧や宿舍のことについて、侍衛司が管轄しているのはそのためである。ところが、日常の仕事、すなわち雑役に従事する段になると、彼らは監督者に引率されて八作司の作業現場に赴いて作業に従っていたのである。八作司は、京城内外の修繕を掌る官庁で、労働力として雑役広備四指揮・工匠三指揮を領していた。③ただ、これ以外にも八作司が雑役のために庸軍兵士を用いていたことは、同じく天聖元年正月の勾当八作司田承説の言に「本司所轄の広備兵士及び八作司長行内、云々」とあることから知られる。先に挙げた忠靖指揮の兵士も八作司での作業がむしろ常態のごとき様相を呈していたようであるから、この中に含まれると見なしてよからう。

このように宋代の配役の実態は、唐制とは大きく異なり、極めて便宜的にいろいろな官署・雑役部隊において行なわれていた。先に引いた『宋会要』刑法四―一の続きに

京城、密務・忠靖六軍等に配する有り、亦た南より河北の屯田に配する者有り。④

とあるのは、かかるヴァリエーションのごく一端を記したに過ぎないのである。ただ注意せねばならないのは、かかる配役人と庸軍兵士との間には決して越えられない一線が画されていたことである。『宋会要』刑法四―一四に載せる汀州の言に「兵帳見管の

雑犯配軍三百五十九人、云々」とあるように、一般兵士は言うまでもなく配軍人も軍籍に著けられた。もちろん配軍人に対しては、一般兵士にはない厳しい管理が行なわれたが、彼らとて歴とした庸軍の兵士であり、任務として雑役に従事していたにすぎない。したがって、配軍人の労役は恩赦等に伴う放免の措置が取られない限り継続され、明確な刑期がない。配役はこの点で決定的に異なるのである。配役はあくまでも有期の労役刑であり、恩赦がなくとも所定の年限さえ服役すればそれで釈放される。たとえ同じ場所でも労役に服していても、両者の立場はまったく違っていたのである。

① 滋賀「刑罰の歴史」一〇四頁。

② 仁井田陞『唐令拾遺』復旧獄官令第一七条。諸犯徒配居作者、在京送將作監、婦人送少府監縫作、在外州者、供当処官役、当処無官作者、修理城隍倉庫、及公廨雜役、犯流配居作者亦准此、婦人亦留当州、縫作及配養、同じく一八条。諸流徒罪居作者、皆著錮、若無枷者著盤枷、病及有保者聽脱、不得著巾帶、每旬給假一日、臘寒食各二日、不得出所役之院、患假者陪日、役滿通送本屬。

③ 『刑統』卷三、名例律、犯流徒罪。内容は前注を参照。

④ 『宋史』卷一六五、職官志、將作監。旧制、判監事一人、以朝官以上充。凡土木工匠之政、京都繕修隸三司修造案、本監但掌祠祀・供省牲牌・鎮石・炷香・燹版幣之事。

⑤ 『長編』卷八、乾德五年二月癸酉。御史臺言、伏見大理寺斷徒罪人、非官當・贖銅之外、送將作監役者、其將作監兼充内作使、又有左

校・右校・中校署、比來工役、並在此司、今雖有其名、無復役使、或遇祠祭供水火、則有本司供貨、欲望令大理寺依格式斷遣徒罪人後、並送作坊使役、從之。

⑥ 詔、聞兩京・諸路隸忠靖徒役人、刺配者即給衣糧、不刺配者止給囚人日食、各有家屬、或至乏、宜令自今依例給之。

⑦ 『宋史』卷一八九、兵志、廂兵、建隆以來之制、步軍の条。

⑧ 兵士の給与については、王曾瑜『宋朝兵制初探』（中華書局、一九八三年）二二五～二三五頁を参照。

⑨ 『宋会要』刑法七、大中祥符八年六月、詔、忠翊（靖の誤り）六軍人員十將、今後不得亂有取受本指揮兵士及諸色配役人等錢物、其執役處並仰置簿、次第均勻差遣、仍各用心部轄、常須齊整、無致別作過犯、如違許人陳告、勘逐不虛犯、當行決配、被取受却錢物人免罪、陳告人若係忠靖六軍、常与優厚執役、如是被取受却錢物人、並不陳告、致別有彰露、亦當重斷、仍令各置板榜抄錄、宣念於本營張掛（先是、以忠靖六軍所（衍字か）軍校、凡受其貨賂者則優假之、無所賂者則委之重役、頗非均濟、故条約之）。

⑩ 『宋史』卷一八九、兵志、廂兵、建隆以來之制、步軍の条。

⑪ 『宋会要』刑法四一〇、天聖元年七月、侍衛步軍司（言）、開封府勘斷不刺面配忠靖徒役人、本司只是令本指揮收管、日支口食、差節級監赴八作司徒役、至夜掃營、欲乞今後直送八作司、轄下司分收管、從之。

⑫ 『宋史』卷一八九、兵志、廂兵、廂兵者、諸州之鎮兵也、内總于侍衛司。

⑬ 『宋史』卷一六五、職官志、將作監、東西八作司、掌京城内外修繕之事。

⑭ 『宋会要』職官三〇一九、天聖元年正月、勾当八作司田承説言、本司所轄広備兵士及八作司長行内、有善工藝匠人、多本司監官占充當直

（下略）。「長行」とはヒラの兵士をいう（王曾瑜『宋朝兵制初探』二四七頁）。

⑮ 『宋会要』刑法四一一（一三九頁注②の続き）。京城有配審務・忠靖六軍等、亦有自南配河北屯田者。

⑯ 『宋会要』刑法四一四、天聖五年（一〇二七）九月八日、汀州言、兵賊見管雜犯配軍三百五十九人、並是景跡賊盜之輩、人數稍多、望權住配。奏可。

四 結びにかえて

宋代の配役は、唐代の居作の流れを汲むかに見えて、たとえば都では將作監が官營工房としての機能を喪失していたために、實際の労役は作坊などそれ以外の工房で行なわれたばかりか、のちには配役人でありながら雜役部隊たる廂軍に送り込まれて労役に服するという、極めて便宜的に現実に対応した形をとって執行されてきた。彼らとともに雜役に当たっていた廂軍兵士もまた、その多くが犯罪によって軍兵に身を落とした者であったけれども、両者は異なる待遇を受け、それが問題として取り上げられることもあった。しかしその最大の相違点は、前述の刑期のことを除けば、刺面の有無であろう。廂軍兵士の顔面に入れ墨が施されたのは、配軍という刑罰の成立事情に由来する。州において論刑された罪人のうち、奏裁のため赴闕、つまり都に護送される者は顔面に入れ墨をされた。本来かかる死刑囚には、皇帝の判断により死一等

を減じて配流刑が科されていたのだが、赴闕の途上で逃亡・落命する者が多く、なによりも奏裁件数が膨大な数にのぼったために、廂軍への編入つまり配軍が新たな「減死一等の刑」として刑罰体系の中に組み込まれることとなったのである。刺面は赴闕の際の逃亡防止のために行なわれた。言い換えれば、刺面と配軍刑とは元來別個のものなのである。ただ、のちには一種の恩恵的措置として配軍人への刺面を免除する場合も現われ、そのせいか、逆に刺面も配軍刑の構成要素の一部と思われるようになった。

勞役刑の系統に属する宋代の執行刑には、折杖法による流刑の代替たる配役と配軍刑とが並存していた。律（刑統）による流罪人には脊杖ののち配役が課され、奏裁の対象となるような重罪人は脊杖・刺面の上、配軍されるのが通例であった。編配の事例のほうに目がゆきがちなのは、それが重大事案として特筆されたがゆえに現存の史料中に頻見するためであり、それに較べれば軽微な流刑の執行刑たる配役の実例があまり見当たらないのは、当然かも知れない。通説が執行刑としての配役の存在を等閑視してきた原因も実はこのあたりにあるのではないか。加えて、配軍は北宋中頃から南宋にかけてかなり複雑な変化を遂げる。はじめ、罪

人の現住地の廂軍に編入される刑罰であった配軍刑は、死刑囚の削減という大前提のもと、配流刑の抱える問題解決と相俟って、強制移動の要素を含むようになっていったのである。北宋半ば以降は、赦による刑罰が本刑を唐律的五刑によって規定し、特別な場合について編配を科すという体裁をとるようになる^⑤。ただ、その場合でも根幹となっているのは律の五刑であり、折杖法なのである。配軍刑は、律の五刑とは系統を異にし、宋代になって死刑と流刑の中間に新たに設けられた刑罰であることを確認して、稿を終えたいと思う。

① 辻「配軍」一一～一二頁。

② たとえば、神宗の熙寧年間に、官人（命官）への刺面が免除された。

『宋史』卷三四〇、蘇頌伝。

③ これ以外に、配流や編管などに処されることも珍しくない。

④ 辻「配軍」一六～二二頁。

⑤ 川村「折杖法」九二～一〇〇頁。一三九頁注⑩に掲げた資料はその一例にすぎない。

〔附記〕 本稿は、平成六年度文部省科学研究費補助金（奨励研究(A)）による研究成果の一部である。

（滋賀医科大学助教）